

## 青森県アスベスト使用状況調査概要

青 森 県 ( 県 有 施 設 等 )	
対象施設	<p>県有施設 民間施設等を県が賃借している施設 県設立公社 県が出資している法人で、県民等の利用があり、調査が必要と認められる施設 上記のものについて、竣工年度に関係なく調査対象とする。</p>
対象アスベスト	<p>吹付け石綿等： 石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）第 2 条第 1 項に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。 いわゆる「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」及び「吹付けひる石（パーミキュライト）」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の 1 % を超えるもの。 折板裏打ち石綿断熱材 鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、石綿を含有する製品。</p>
調査期間	<p>平成 17 年 8 月 4 日～10 月 29 日 8 月 31 日（調査対象施設リストアップ）、9 月 9 日（吹付け箇所の把握）、10 月 29 日（アスベスト含有の有無、予定される対策）に各部局より報告予定</p>
アスベスト確認方法	<p>設計図書等に基づき、調査対象建材及び使用箇所を特定（吹付けアスベスト、石綿含有吹付けロックウール、湿式石綿含有吹付け材）。施設内について目視を行い、吹付け等箇所の有無について把握。 吹付け等が判明した場合は、分析業者に依頼し、アスベストの含有について調査。 囲い込み状態など、目視が困難なものについては、目視は実施しない。 民間施設については、所有者へのヒアリングや過去の調査結果を元に使用状況について把握する。</p>
集計方法	<p>単位 ・ 施設数 ・ 室数 ・ 床面積（m<sup>2</sup>） ・ 吹付け面積（m<sup>2</sup>） 項目 ・ 調査対象施設数 ・ アスベストが使用されている施設数 ・ アスベスト使用箇所の用途 ・ 使用されているアスベストの形状 ・ アスベストが使用されている箇所の措置状況 ・ 今後予定される対策</p>

